

介護関係者の
皆様へ

介護ロボットの 導入・活用を支援します！

介護機器は、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るために重要なものです。その介護機器にロボット技術を活用した「介護ロボット」によって、介護の質と生産性の向上が期待されています。

ロボット技術の介護利用における重点分野 (平成29年10月改定)

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
<p>装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p>	<p>屋外</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>排泄物処理</p>  <p>排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ</p>	<p>施設</p>  <p>介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>	 <p>ロボット技術を用いて浴槽に入浴する際の一連の動作を支援する機器</p>	 <p>ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器</p>
<p>非装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器</p>	<p>屋内</p>  <p>高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>トイレ誘導</p>  <p>ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器</p>	<p>在宅</p>  <p>在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>		
	<p>装着</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p>	<p>動作支援</p>  <p>ロボット技術を用い、トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p>	<p>生活支援</p>  <p>高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器</p>		

6分野13項目

厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細は、裏面をご参照ください。

介護保険制度での 取り扱い

以下について、介護保険制度での取り扱いがあります。詳細は、各市町村にお問合せください。

(1) 福祉用具貸与・販売制度（厚生労働省老健局）

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居室において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となります。

(2) 介護報酬での評価（厚生労働省老健局）

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価します。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。

※株式会社N T Tデータ経営研究所に委託して設置
お近くの相談拠点にお問い合わせください。

最寄りの相談窓口については、専用HPからご確認ください。

URL: <https://www.kaigo-pf.com/>



「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細

I 介護ロボットの導入・活用プロセス

介護ロボットを円滑に導入し、活用を定着させるためには、体制の整備、課題の抽出と導入目的の設定、目的達成に必要な機器の選定、導入計画の作成、活用マニュアルの作成、継続的な効果検証と改善活動等が必要です。

<取組のステップとポイント>



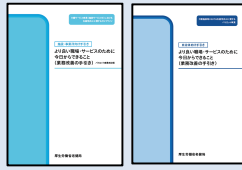
(1) 生産性向上に資するガイドライン

介護サービスの質を維持・向上させつつ、日々忙しい介護現場の職場環境をより働きやすくする改善活動が必要です。

生産性向上に資するガイドラインでは、職場環境の整備や業務の明確化、記録・報告様式の工夫、OJTの仕組みづくり等について、業務改善の手順や、施設が実践した具体例を紹介しています。

※以下URLにてダウンロード可能です。

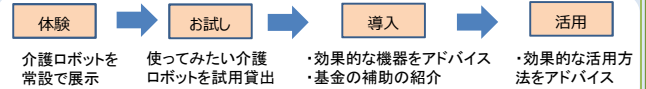
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000198094_00013.html)



※より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）

(2) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業（株式会社NTTデータ経営研究所受託）

全国各地に相談窓口を設置し、各地域において、介護ロボットに関する介護現場・開発企業双方からの相談受付等を行います。



※詳細は専用ホームページにてご確認ください。

(<https://www.kaigo-pf.com/>)

効率的に取り組むために、厚生労働省の導入・活用支援策（冊子・事業報告書を参照）を活用してください。

【冊子】

- 1 介護ロボットの効果的な活用のための手引き（厚生労働省/株式会社三菱総合研究所）
- 2 介護ロボット導入マニュアル/介護ロボットを活用した介護方法の手順書（厚生労働省/北九州市）
- 3 介護ロボット導入・活用のポイント（厚生労働省/株式会社IT・テクノロジー経営研究所）
- 4 介護ロボットの評価指標に関する調査研究事業報告書（厚生労働省/株式会社三菱総合研究所）
- 5 介護ロボット導入活用事例集（厚生労働省/公益財団法人テクノエイド協会）
- 6 介護ロボットポータルサイト「事業成果」（<http://robotcare.jp/jp/home/index.php>）

この他、介護ロボットの効果的に活用するための手引きを作成しております。詳しくは厚生労働省HPをご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)

II 補助金・助成金情報

(1) 地域医療介護総合確保基金（厚生労働省老健局/問合せ先 都道府県庁）

- ・**介護事業所に対する業務改善支援事業**：①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）（補助上限額1事業所30万円）、②「地域のモデル施設育成」に必要な認められる経費の一部を助成（介護現場革新会議の設置に伴う必要経費分は全額補助、介護事業所の取組に必要な経費は上限500万円）

- ・**介護ロボット導入支援事業**：介護ロボット導入計画の実現のため介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限額1機器30万円、移乗支援・入浴支援ロボットに関しては補助上限額100万円）、介護ロボット導入に伴う通信環境整備（wi-fi、インカム）（上限750万円）

- ・**ICT導入支援事業**：記録業務、情報共有業務、請求業務、勤怠管理、シフト表作成等を一気に通貫で可能となっている介護ソフト及び当該ソフトを使用するための端末（タブレット）、wi-fi購入・設置費を対象に導入支援（事業所職員数により上限額変動100万円～260万円）

【参考】サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省/問合せ先 一般社団法人サービスデザイン推進協議会）

中小企業・小規模事業者等における生産性の向上のため業務プロセスの改善と効率化に資するソフトウェアとそれに係る役務等の導入支援（補助額40万円以上450万円以下）※補助金HPに登録・公開されているITツールが対象。基本的にはハードは対象外だが、特別枠として対象としているものもあり。

(2) 人材確保等支援助成金（厚生労働省職業安定局/問合せ先 都道府県労働局）

- ・**介護福祉機器助成コース**：介護福祉機器の導入などを通じて介護労働者の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成（機器導入助成上限額150万円、目標達成助成上限額150万円）

- ・**設備改善等支援コース**：生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善（賃金アップ等）と生産性向上を実現した企業に対して助成（計画期間3年タイプの最高額：計画達成助成（1回目100万円、2回目150万円）、目標達成時助成200万円）

(3) 業務改善助成金（厚生労働省労働基準局/問合せ先 都道府県労働局）

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成（引き上げる額と引き上げる人数によって、助成上限額は25万円～450万円）

(4) 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（厚生労働省雇用環境・均等局/問合せ先 都道府県労働局）

中小企業に時間外労働の上限規制が適用されたことを受け、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。（成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給）

III 税制措置

(1) 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるもの。

(2) 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税制控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できるもの。

(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税制控除が選択適用できるもの（税制控除は資本金3,000万円）。

IV 金融支援

(1) 独立行政法人福祉医療機構による無担保貸付

介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付制度（無担保融資上限額3千万円）

(2) 日本政策金融公庫による低利融資

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けられる。

(3) 商工中金による低利融資

経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

(4) 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

(5) 中小企業投資育成株式会社の特例

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられる。

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられる。

V 民間サービス情報

(1) ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）

(2) 福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）

福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具ヒヤリ・ハット情報

注 掲載した情報のほか、自治体等による独自の支援も存在します。